

令和6年10月11日
鹿屋市

懲戒処分公表

鹿屋市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	<p>○ 市長事務部局の男性主任主事が、令和6年4月19日、鹿屋市内の飲食店で飲酒后、自家用車を運転した。その後、交差点停車中に眠ってしまい、巡回中の警察車両に職務質問等を受け、飲酒運転の疑いが発覚。</p> <p>○ 警察など関係機関による調査・手続を経て、令和6年9月12日に飲酒運転（酒気帯び）の行政処分が下され、令和6年10月8日に刑事処分が確定したことから本処分を行うものである。</p>												
処分の時期	令和6年10月11日												
被処分者及び処分の程度	<table border="1"><tr><td>所 属</td><td>市長事務部局</td></tr><tr><td>職</td><td>主任主事</td></tr><tr><td>性 別</td><td>男性</td></tr><tr><td>年 齢</td><td>30歳代</td></tr><tr><td>処分の種類及び程度</td><td>懲戒停職4月</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</td></tr></table>	所 属	市長事務部局	職	主任主事	性 別	男性	年 齢	30歳代	処分の種類及び程度	懲戒停職4月	処分理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
所 属	市長事務部局												
職	主任主事												
性 別	男性												
年 齢	30歳代												
処分の種類及び程度	懲戒停職4月												
処分理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号												

【問合せ先】 総務課 人事研修係 （電話）0994-31-1127